

# 親族に支払われる対価に関する税制上の取扱い

## — 所得税法第 56 条・第 57 条をめぐる諸課題 —

高木 夏子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いの概要
  - (1) 所得税法第 56 条の概要
  - (2) 所得税法第 57 条の概要
3. 主な論点と課題
  - (1) 家族経営の在り方等の変化を踏まえた対応
  - (2) 女性の経済的独立の視点
  - (3) 課税単位の在り方
  - (4) 事業に専従する親族がある場合の特例の在り方
4. おわりに

### 1. はじめに

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）は、第 56 条において、個人事業主と生計を一にする親族が、その事業主の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合に、その対価の金額を、その事業主の所得の計算上、必要経費に算入しない旨規定している。一方、第 57 条において、その親族がその事業に専従する場合の特例が規定されている。同条では、その事業主が青色申告者の場合については、事前に税務署長への届出等を行うことにより、その事業に係る所得の計算上、親族への給与の実額を必要経費に算入することが認められている。また、その事業主が白色申告者の場合については、その事業に係る所得の計算上、概算的な控除が認められている。

こうした親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いについては、立法の根拠となった社会環境の変化等を踏まえ、見直しが必要と考えられる面もある。本稿では、所得税法第 56 条及び第 57 条における、親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いの概要を概観した後、主な論点と課題を整理する。

## 2. 親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いの概要

### (1) 所得税法第 56 条の概要

#### ア 規定の概要

所得税法における所得は、その源泉ないし性質によって 10 種類に分類されており、その種類によって計算方法が異なる。不動産所得、事業所得及び山林所得（以下「事業所得等」という。）の金額は、それぞれの所得に係る総収入金額から必要経費を差し引いて計算することとされている<sup>1</sup>。

所得税法第 56 条は、「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」を定めている。その内容は、以下の 3 点である。

まず、居住者が事業所得等を生ずべき事業を営む場合に、その居住者と生計を一にする配偶者その他親族が、その事業に従事したこと等の事由により対価を受け取る場合には、その対価の金額は、その居住者の所得の計算上、必要経費への算入を認めないこととしている。

また、その親族がその対価を得るために他に支払う賃借料、借入金の利子等の金額は、その事業の経営者である居住者の所得の計算上、必要経費に算入することとされている。

さらに、この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及び他に支払う賃借料、借入金の利子等の金額については、その親族の所得の計算上、収入金額も必要経費もないものとみなされる。

#### イ 趣旨と沿革

本規定の趣旨は、個人事業においては、事業に従事している親族に支払われる給与等について、経費性を有する労務の対価としての支払なのか、扶養の立場からの家計的な支払なのかを明確に区分することが極めて困難である<sup>2</sup>ことを踏まえ、家族間の恣意的な所得分割による税負担の軽減を防ぎ、納税者間における税負担の均衡を図ることとされている。

我が国の所得税は、創設以来、同居する家族の所得を全て合算し、これに累進税率を適用する合算課税制度を採用していた。しかし、昭和 24 年のシャープ勧告は、同制度について、「所得額を合算すると同一の生活水準、同一担税力水準にある納税者に適用される税率よりも高い税率で課税されることになる」<sup>3</sup>ため、不公平な制度であるとして、個別申告による方式に改めるよう勧告した。

所得税の税額を算定する人的単位は課税単位と呼ばれ、大きく分類すると、個人単位主義、夫婦単位主義、家族単位主義の三つがある。個人単位主義は、分かりやすい制度であり、婚姻に対して中立的であるという利点を持つ一方で、累進課税の下では、片働きの夫婦と共働き夫婦の合計所得金額が同じである場合に後者に有利に働く点と、家族間の所得分割に弱いという欠点があるとされる<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 山林所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した残額から特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額とされる。

<sup>2</sup> 税務大学校講本『所得税法（基礎編）令和 2 年度版』79 頁

<sup>3</sup> 『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』（日本税理士会連合会出版局、昭和 54 年）53 頁

<sup>4</sup> 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第 2 版]』（弘文堂、平成 28 年）31～32 頁

シャープ勧告も、「この個別申告制にある程度の制限を設けておかないと、要領のよい納税者は、(中略) 妻子を同族の事業に雇用して、これに賃金を支払うという抜け道を講ずるであろう」<sup>5</sup>と、個人単位主義において恣意的な所得分割が行われる懸念に言及した。そして、この“抜け道”を封じるため、「納税者の経営する事業に雇用されている配偶者及び未成年者の給与所得は、納税者の所得に合算させるようにすべきである」<sup>6</sup>と、個人単位主義の下でも例外的に、納税者が事業を営む場合には、それに従事する家族の所得を一体とみなして課税するよう勧告した<sup>7</sup>。

シャープ勧告に基づいて行われた昭和 25 年の税制改正により、我が国の所得税は、家族単位主義から個人単位主義へと移行するとともに、旧所得税法(昭和 22 年法律第 27 号) 第 11 条の 2 に、「納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得は、これを当該納税者の有する事業所得とみなす」とする事業所得の合算制度が設けられた。

昭和 27 年の改正により、同条の規定の整備が行われ、現行法第 56 条と同様の仕組み(納税者と生計を一にする親族が、当該納税者の経営する事業から所得を受ける場合において、当該所得は、当該納税者の事業所得の計算上必要経費に算入せず、当該親族の当該所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、当該納税者の必要経費に算入し、当該親族の所得の金額の計算については、収入金額も必要経費もないものとする。)となった。その後、昭和 32 年の改正において、親族が受け取る所得の範囲に、不動産所得及び山林所得が追加された後、昭和 40 年の所得税法全部改正を経て、現行の所得税法第 56 条となった。

## (2) 所得税法第 57 条の概要

上記のとおり、所得税法は第 56 条において、個人事業における親族に支払われる対価を必要経費に算入しないこととする旨定めているが、その一方で、第 57 条において「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」を定め、親族が事業に「専従」している場合は、一定の要件の下に必要経費に算入することを認めている。

### ア 青色申告者の特例(青色事業専従者給与の必要経費算入)

所得税については、事業所得等を生ずる業務を営んでいる者で、税務署長の承認を受けている場合は、青色申告<sup>8</sup>を行うことができる。青色申告者は、原則として、正規の簿記<sup>9</sup>の原則に従い帳簿に記録するとともに、帳簿書類を保存することが義務付けられる一方で、所得計算上あるいは申告や納税の手續上、様々な特典が適用される。その特典の

<sup>5</sup> 前掲脚注 3、53 頁

<sup>6</sup> 前掲脚注 3、54 頁

<sup>7</sup> シャープ勧告は、同一生計親族の資産所得も合算するよう併せて勧告し、昭和 25 年の税制改正で資産所得の合算課税制度が設けられた。同制度は、昭和 26 年に一度廃止された後、昭和 32 年に復活したが、昭和 63 年の税制改正により廃止された。

<sup>8</sup> 青色申告制度は、申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳及び申告を奨励するために、昭和 25 年の税制改正で創設されたものである。

<sup>9</sup> 「正規の簿記」とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式をいい、一般的には複式簿記をいう。

一つが青色事業専従者給与の必要経費算入の特例である。

青色申告者については、帳簿の記録があり、事業と家計とが明確に区分され、給与支払の事実が確認できることから、第57条第1項において、一定の要件の下に、青色申告者の事業に専従する親族（青色事業専従者）に支払う給与の実額を、その青色申告者のその年分のその事業に係る事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することが認められている。この場合、青色事業専従者が支払を受けた給与は、「給与所得に係る収入金額」とされる。

青色事業専従者として認められるには、次の（イ）～（ニ）の要件の全てに該当することが必要である。

（イ）青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
（ロ）その年12月31日現在で年齢が15歳以上であること
（ハ）その事業主の営む事業に、年を通じて6か月を超える期間、専ら従事していること <sup>10</sup>
（ニ）「青色事業専従者給与に関する届出書」をその年の3月15日までに提出していること

また、青色事業専従者給与額については、次の（イ）～（ハ）の状況からみて、労務の対価として相当な金額であることが必要とされている。

（イ）専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度
（ロ）事業に従事する他の使用人の給与の状況及び同種同規模事業に従事する者が支払を受ける給与の状況
（ハ）その他その事業の種類、規模、収益の状況

#### イ 白色申告者の特例（事業専従者控除）

白色申告<sup>11</sup>者については、親族が事業に専従しており、その親族に適正な金額の給与を支払っていたとしても、青色申告者とは異なり、その給与の実額を必要経費に算入することは認められない。ただし、それに代えて、第57条第3項により、概算による控除が認められている。

具体的には、白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その白色申告者の事業に専ら従事するもの（事業専従者）がある場合には、その事業専従者に対する給与

<sup>10</sup> ただし、次の①、②のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間を通じてその期間の2分の1を超える期間、専ら従事すれば足りるものとされている。①その青色申告者の経営する事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその者の死亡、その事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まれなかったこと。②その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその者と生計を一にする親族としてその事業に従事することができなかったこと。

<sup>11</sup> 青色申告でない申告を「白色申告」と通称する。

の支払の有無にかかわらず、その白色申告者のその年分のその事業に係る事業所得等の金額の計算上、事業専従者が配偶者の場合は最大 86 万円、その他の親族の場合は最大 50 万円が必要経費とみなされ、収入金額から控除することができることとされている。なお、この必要経費とみなされる額（事業専従者控除額）は、各事業専従者の「給与所得に係る収入金額」とみなされる。

事業専従者として認められるためには、次の（イ）～（ハ）の要件の全てに該当することが必要である。

（イ）白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
（ロ）その年 12 月 31 日現在で年齢が 15 歳以上であること
（ハ）その事業主の営む事業にその年を通じて 6 か月を超える期間、専ら従事していること

また、事業専従者控除額の限度額は、次の（イ）又は（ロ）のいずれか低い金額とされる。

（イ）事業専従者の区分
A 配偶者の場合                      86 万円
B 配偶者以外の親族の場合      50 万円
（ロ）事業専従者控除額の控除前の所得金額 ÷（事業専従者の数 + 1）

#### ウ 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例の沿革

昭和 27 年の税制改正において、旧所得税法第 11 条の 2 第 2 項として、青色申告者について、その事業に専ら従事する親族（配偶者及び 18 歳未満の者を除く。）に給与を支払うとき、年 5 万円<sup>12</sup>を限度として事業の必要経費とすることが認められる専従者控除が創設された。その後、昭和 28 年の税制改正により、親族の年齢要件が満 15 歳以上に引き下げられ、昭和 29 年の改正で配偶者も専従者の範囲に加えられた。

青色申告者の専従者控除の創設は、青色申告制度発足の当初、「個人では、わが国の個人企業に帳簿記録の慣習がゆきわたっていない等の事情を反映して、その発足の当初、青色申告者数の増加は遅々としていた」<sup>13</sup>ことから、こうした事態を打開するための方策として、青色申告の特典が拡大されたことに伴い、行われたものであった。

また、それに加え、法人では家族従業員に対する給与が損金算入されることにより、法人と個人との間に税負担の差が生じることが、専従者控除創設の背景にあったとされる<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> 青色申告者の専従者控除の限度額は、昭和 28 年に 6 万円、昭和 29 年に 7 万円、昭和 30 年に 8 万円に順次引き上げられた（大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27～48 年度』（東洋経済新報社、平成 2 年）26 頁）。

<sup>13</sup> 臨時税制調査会『臨時税制調査会答申』（昭和 31 年 12 月）189 頁

<sup>14</sup> 税制調査会『当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）』（昭和 35 年 12 月）9～10 頁

昭和 35 年の税制調査会答申は、個人と法人との間の負担のバランスの問題を検討した結果、「個人事業者の家族労働報酬の取扱いを改正し、白色申告者に新たに専従者控除を認めるとともに、青色申告者の専従者控除の限度を引き上げるべき」<sup>15</sup>とし、昭和 36 年の改正において、青色申告者の専従者控除の限度額が、一律 8 万円から、25 歳未満の親族については 9 万円、25 歳以上の親族については 12 万円に引き上げられるとともに、白色申告者についても限度額を 7 万円とする専従者控除が設けられた（旧所得税法第 11 条の 2 第 3 項）。これらの規定は、昭和 40 年の全部改正により、所得税法第 57 条に分離された。

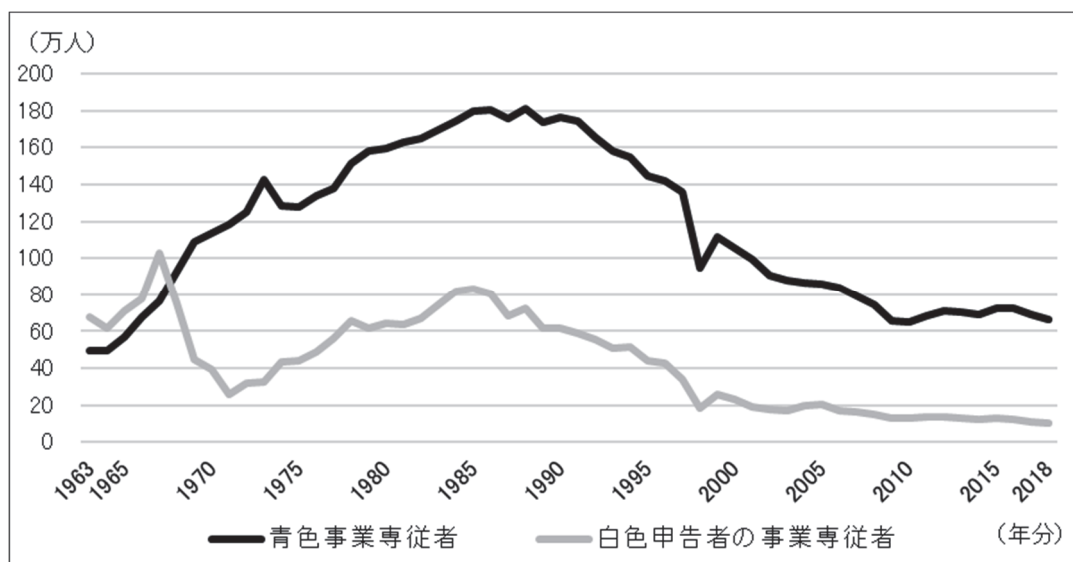
その後、昭和 42 年の改正において、青色申告者の専従者控除の限度額が撤廃され、給与として相当である限り、専従者に支払う給与の実額を青色申告者の所得の計算上必要経費に算入できることとされた。これは、「専従者の受ける給与については業種、業態、規模等によって差等があるはずであり、画一的な限度を設けることは実情に即さないという批判」<sup>16</sup>があったこと等を踏まえたものであった。

## エ 青色事業専従者及び事業専従者に係る特例の適用実態

国税庁長官官房企画課「平成 30 年分申告所得税標本調査」によれば、平成 30 年分における青色申告の申告納税者 256 万人のうち、青色事業専従者のある者の割合は 21.4%（事業所得者だけについて見ると 104 万人のうち 40.3%）となっており、青色事業専従者一人当たりの平均給与額は 210 万円である。

他方、白色申告の申告納税者 383 万人のうち、事業専従者控除の適用を受けている者の割合は 2.5%（事業所得者だけについて見ると 64 万人のうち 12.3%）であり、事業専従者一人当たりの平均控除額は 74.7 万円である。

図表 1 青色事業専従者及び白色申告者の事業専従者の人数の推移



(出所) 国税庁長官官房企画課『申告所得税標本調査』時系列データを基に筆者作成

<sup>15</sup> 前掲脚注 14、4 頁

<sup>16</sup> 国税庁『昭和 42 年 改正税法のすべて』31 頁

昭和 38 (1963) 年分以降の青色事業専従者及び白色申告者の事業専従者の人数の推移を見ると、青色事業専従者数は昭和 63 (1988) 年分 (181 万人) をピークに減少傾向となり、直近 10 年間は 70 万人程度でほぼ横ばいで推移している。白色申告者の事業専従者については、昭和 42 (1967) 年分 (103 万人) をピークに一時減少し、再び増加した後、昭和 60 (1985) 年以降、再度減少に転じた。直近 10 年間は 10~15 万人程度で推移している (図表 1)。

### 3. 主な論点と課題

所得税法第 56 条については、家族従業者の労働の対価を税制上ないものとみなしていることが、自営中小零細事業者の家族従業者の経済的自立を妨げる等として、地方議会、税理士団体及び弁護士団体等、多くの団体や個人から見直しを求める声が寄せられている。また、第 57 条の事業に専従する親族がある場合の特例については、青色申告と白色申告の取扱いの差を見直すべきとする立場もある。以下、親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いについて、主な論点と課題を整理することとしたい。

#### (1) 家族経営の在り方等の変化を踏まえた対応

第 56 条の立法趣旨は、「もともと個人事業は家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、それについて必ずしも個々の対価を支払う慣行があるものとはいえず、対価が支払われる場合であっても、支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して不当に税負担の軽減をはかるおそれが生じ、また、適正な対価の認定を行うことも實際上困難であることから、そのような方法による税負担の回避という事態を防止するために設けられたもの」とされる<sup>17</sup>。

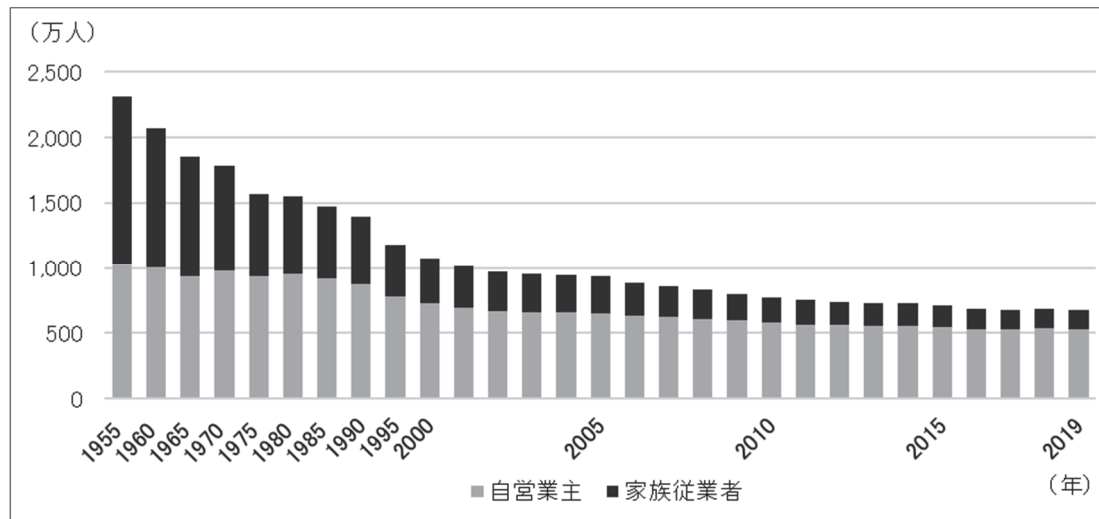
シャープ勧告が行われた当時においては、個人事業は家族の無償の協力で行われる家族経営の形が一般的であり、また、記帳慣行も未成熟であったため、家族間の所得分割を防ぐための措置として第 56 条の必要性があったと考えられる。しかし、制定から 70 年以上が経過し、家族の在り方や個人の働き方、そして個人事業の形態などの経済社会状況が大きく変化してきている。

我が国の自営業主等 (自営業主+家族従業者<sup>18</sup>) の数は、昭和 30 (1955) 年以降、ほぼ一貫して減少傾向にあり、令和元 (2019) 年には 675 万人と、昭和 30 年の 3 分の 1 に満たない水準となっている (図表 2)。特に家族従業者数の減少が著しく、令和元年には昭和 30 年の 10 分の 1 程度となっている。我が国において、家族の無償の協力によって事業が行われる経営形態は、かつてほど一般的でなくなってきたと言える。

<sup>17</sup> 東京地判平 2. 11. 28 税資 181 号 417 頁

<sup>18</sup> 総務省『労働力調査』において、「自営業主」は「個人経営の事業を営んでいる者」、家族従業者は「自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者」と定義される。

図表2 自営業主と家族従業者の総数の推移



(出所) 総務省『労働力調査 (基本集計)』時系列表を基に筆者作成

また、夫婦が個別に事業を営む場合における第56条の適用が問題となった事例として、「弁護士夫・税理士妻事件」<sup>19</sup>がある。弁護士である納税者が、税理士として個別に事業を営んでいる妻に業務を依頼して支払った対価について、必要経費への算入の可否が争われたが、本件については、最高裁において「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者と別に事業を営む場合であっても、そのことを理由に同条の適用を否定することはできず、同条の要件を満たす限りその適用があるというべきである」として、必要経費への算入が否定された。しかし、このように、夫婦が資格を持って独立した事業を営んでおり、「所得分割」とみなすのが適当でないと思われる場合においても同条が適用されることについては、専門家の中でも異論がある<sup>20,21</sup>。

我が国では、女性の社会進出が進み、弁護士や税理士などの専門的な資格を持つ女性も増加している<sup>22</sup>。今後、夫婦がそれぞれに資格を持つなどして、独立した事業を営み、その事業の一環として配偶者に役務を提供するような形が増えてくるとも考えられる。たとえ「生計を一にする親族」であっても、その事業への関わり方は考慮される必要があり、税負担の回避のおそれのない場合については、第56条の適用は限定的に解釈されるべきも

<sup>19</sup> 最判平 16. 11. 2 訟月 51 卷 10 号 2615 頁

<sup>20</sup> 田中治「親族が事業から受ける対価」『税務事例研究』第77号(平16.1.20)37頁、木山泰嗣『教養としての「所得税法」入門』(日本実業出版社、平成30年)164~165頁等

<sup>21</sup> なお、本件の第一審においては、「法56条の『従事したことその他の事由により(中略)対価の支払を受ける場合』とは、親族が、事業自体に何らかの形で従たる立場で参加するか、又は事業者には雇用され、従業員としてあくまでも従属的な立場で労務又は役務の提供を行う場合や、これらに準ずるような場合を指し、親族が、独立の事業者として、その事業の一環として納税者たる事業者との取引に基づき役務を提供して対価の支払を受ける場合については、同条の上記要件に該当しない」とし、第56条の適用を否定する判断が示されている(東京地判平15.7.16判時1891号44頁)。

<sup>22</sup> 例えば、日本弁護士連合会の統計情報によれば、女性弁護士の割合は昭和25年以降ほぼ一貫して増加しており、平成31年3月31日時点の女性弁護士数は7,717人と、平成2年からの29年間で約10倍となっている(<[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2019/1-1-1\\_2019.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2019/1-1-1_2019.pdf)>(令和2年10月15日最終アクセス)。



のとも考えられる。

さらに、政府は、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、副業・兼業の普及促進を掲げている。こうした中、例えば企業に勤務しながら、副業として親族の経営する事業に従事し、給与の支払を受ける者なども増えてくる可能性がある。しかし、このような場合、第 56 条の適用によって、その支払われた給与については必要経費への算入が否定され、さらに、事業に「専従」するとの要件を満たさないため、第 57 条の特例も適用できないこととなる。政府の推進する「働き方改革」との関係からも、第 56 条の在り方をどのように考えるか、検討が求められるのではないかと。

このように、第 56 条については、立法の前提とされた事実に変化が生じてきており、その立法趣旨の根拠が弱まってきていると言える。家族経営の形態が変化し、働き方の多様化が進む中、個人事業が「家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、必ずしも個々の対価を支払う慣行があるとはいえない」とは言い難くなっている。また、記帳制度等も整備されてきたことに鑑みれば、現代においても「適正な対価の認定を行うことも實際上困難」とも言い切れない。確かに、「支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して不当に税負担の軽減をはかるおそれが生じる」という点は、個人単位主義の下では完全には解消されない課題と言える。しかし、「弁護士夫・税理士妻事件」のように、恣意的な所得分割とみなすことが必ずしも適当でないと考えられるケースも存在することから、所得分割を防ぐという目的に対して、第 56 条が適切な効果を発揮し得るものとなっているか、検討が必要と言える。

第 56 条については、家族経営の在り方や個人の働き方などを始め、制定の根拠となった社会状況等が大きく変化してきたことを踏まえ、法解釈上の議論のみならず、立法措置も含め、その在り方を再検討すべきと考えられる。

## （２）女性の経済的独立の視点

第 56 条の規定については、女性の経済的独立を妨げるおそれがあるなどとして、見直しを行うべきとの指摘が国内及び国際社会からなされている。

「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）には、「商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」との記述がある。政府は、この「税制等の各種制度の在り方」には、同条が含まれるとの認識を示している<sup>23</sup>。

また、国連女子差別撤廃委員会は、平成 28（2016）年 3 月に発表した「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」<sup>24</sup>において、「所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念」し、「家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパ

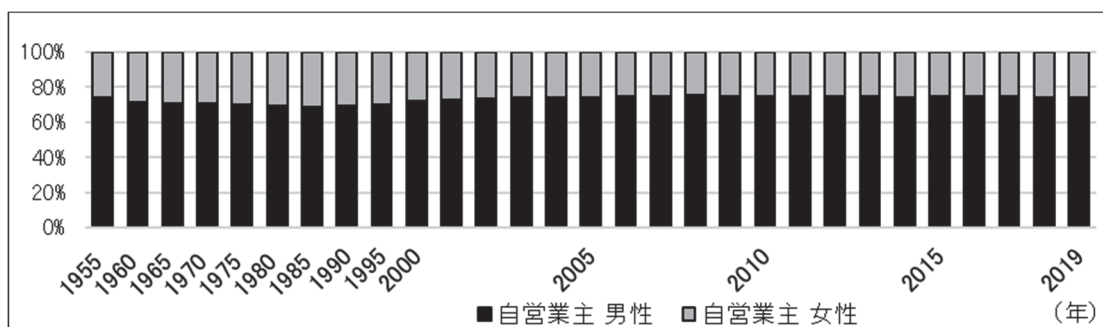
<sup>23</sup> 第 190 回国会衆議院財務金融委員会議録第 11 号 9 頁（平 28. 3. 16）

<sup>24</sup> 内閣府男女共同参画局ホームページ〈[http://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/pdf/C07-8\\_j.pdf](http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/C07-8_j.pdf)〉（令和 2 年 10 月 15 日最終アクセス）

ワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請」している。

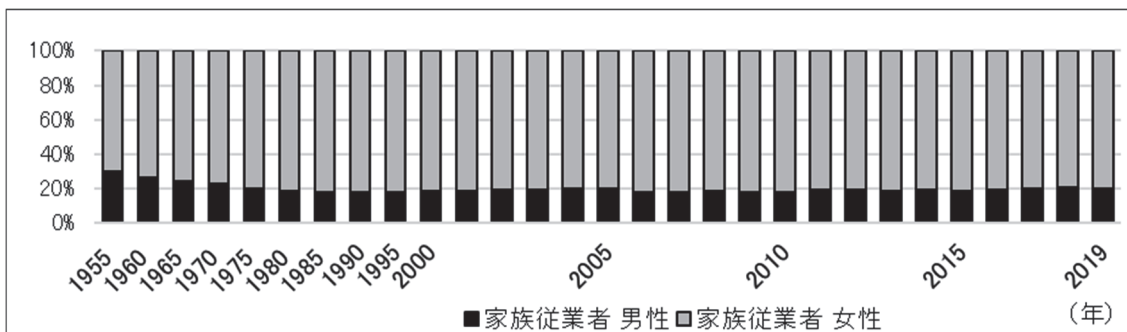
麻生財務大臣は、第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとの見解を示している<sup>25</sup>。実際に、同条は性別によって扱いを異にする規定ではない。しかし、我が国の自営業者及び家族従業者の男女比を見ると、自営業者の多数を男性が占める（図表3）一方、「家族従業者」の多くが女性であり（図表4）、その傾向は50年以上変化していない。家族経営においては、事業を営む者が男性で、その家族従業者が女性という形が大半であると考えられ、こうした実態に鑑みれば、実際に事業に従事しているにもかかわらず、税制上、所得がないものとみなされる者の多くが女性であることは事実と言えよう。

図表3 「自営業主」の男女比の推移



(出所) 総務省『労働力調査(基本集計)』時系列表を基に筆者作成

図表4 「家族従業者」の男女比の推移



(出所) 総務省『労働力調査(基本集計)』時系列表を基に筆者作成

第56条の見直しは、女性の就労促進などの文脈で、配偶者控除等の見直しと横並びで主張されることも多かった。配偶者控除等については、従来、制度の恩恵を最大限に享受するために、主に女性が就業調整を行うなど、実際の就業行動にゆがみを生じさせている側面があり、それが女性の社会進出を阻むといった問題があるとされてきた<sup>26</sup>。平成29年度税制改正において、配偶者控除等の対象となる配偶者の所得の上限額を引き上げるなどの

<sup>25</sup> 前掲脚注23

<sup>26</sup> 日本弁護士連合会『配偶者控除制度及び配偶者特別控除制度に代わる世帯構成及び働き方の選択に中立的な税制度の再構築を求める意見書』(平29.11.14) 4頁

見直しが行われたことにより、就業調整による弊害を緩和する一定の効果が期待されている。

他方、第 56 条については、現行の税制上の取扱いによって、女性の就業行動にゆがみを生じさせるなどの問題は顕在化していない。例えば、夫婦が共同で事業を行う場合に、夫が実質的に収入を支配し、妻は自己名義での収入を得られず資産形成ができないといった問題も指摘される<sup>27</sup>が、こうした問題が税制に起因するものであるか、必ずしも明らかでないところがある。家族従業者が実際に労働し、相当の対価が支払われているにもかかわらず、その支払の事実等が税制上ないものとみなされることが適当とは考えにくく、実態に即した適切な取扱いをすることが妥当と考えられる。しかし、税制上の取扱いを見直すことによって、現実の就業行動等に何らかの影響が及び、女性の経済的独立につながるといった効果が期待できるとは言い切れない面もあり、女性の経済的独立の問題に関しては、税制以外の法制についての多角的な検討も必要と考えられる。

### (3) 課税単位の在り方

第 56 条は、その制定の当初から、課税単位の在り方と密接に関わっている。我が国では、個人単位主義を採用した上で、事業所得者等の親族に支払われる対価について、例外的に家族単位主義の考え方を取り入れているが、このような方式は、他の主要国には見られない独自のものとなっている。

主要国の中には、夫婦単位主義や家族単位主義を採用している国もある。例えば、アメリカやドイツは、個人単位主義と夫婦単位主義の選択制を採っており、夫婦を課税単位とする場合、夫婦の所得を合算し、均等分割（2分2乗）課税を行っている。また、フランスでは、夫婦及び子供（家族）を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割（N分N乗）課税を行うこととしている。

我が国においても2分2乗課税などの方式を導入すれば、高い累進税率を免れるために恣意的な所得分割を行う意味がなくなるため、第 56 条の制定理由とされた個人単位主義の問題点が解消されることとなる。さらに、「合計所得の等しい夫婦ないし家族には等しい税負担を」という意味における公平性も確保されることとなる。

しかし、2分2乗課税には、上記のような利点がある一方で、独身者に相対的に不利に働くため、婚姻に対して中立的でないという欠点がある。さらに、世帯の所得に応じて適用される累進税率が平均化されるため、「共働き世帯」に比べて「片働き世帯」が有利になること、高所得者に大きな利益を与える結果となること、納税者本人が高所得である場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い税率が適用され、税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること等の問題点があるとされる。税制調査会も、2分2乗課税のこうした問題点を踏まえ、個人単位主義を基本とすべきとの立場を示している<sup>28</sup>。

<sup>27</sup> 前掲脚注 26、9 頁

<sup>28</sup> 税制調査会『働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）』（平 26. 11. 7）12 頁

個人単位主義と夫婦単位主義ないし家族単位主義のいずれを選択したとしても、婚姻に対する中立性と、「合計所得の等しい夫婦ないし家族には等しい税負担を」という意味における公平性を両立することはできない。そのため、課税単位の検討に当たっては、何を重視するかといった政策的判断が重要となってくる。戦後の我が国の所得税においては、個人単位主義の下で、各種の配慮措置によって世帯間の不均衡の緩和等を図る仕組みが採られてきたが、今後、恣意的な所得分割を招きやすいという個人単位主義の欠点を解決する一つの方策として、課税単位の見直しについても、検討対象とすることが求められる。

#### （４）事業に専従する親族がある場合の特例の在り方

第 57 条の事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例については、事業主が青色申告をしているか否かによってその内容が異なっていることから、申告方式にかかわらず、給与の実額を必要経費に算入することを認めるべきとの主張もなされている。

政府は、青色申告者は、帳簿等により家計と事業の分離や給与支払の実態を確認できることから、実額による必要経費算入を認めるが、白色申告者は、同様の確認を行うことが困難であることから、実額による必要経費算入を認めず、概算的な控除による配慮を行っている旨説明している<sup>29</sup>。

しかし、現行制度では、白色申告者であっても、事業所得等を生ずる事業を行う者については、記帳が義務付けられている<sup>30</sup>。これを踏まえ、実額の必要経費算入を認めるべきとの主張もあるが、政府は、青色申告制度では資産負債項目が記帳の対象とされているのに対し、白色申告者には、資産や負債の状況に関する記録が求められない点を課題として挙げている<sup>31</sup>。資産負債項目の記録は、帳簿の正確性の検証を併せ行うものであり、青色申告制度の記帳方法こそが正確な所得の計算に寄与するものであるとの見解もある<sup>32</sup>。青色申告制度の記帳方法がより望ましいものであるとしても、親族への対価の支払の事実やその金額等について、白色申告者に義務付けられた記帳によって確認することが不可能とまでは言えないのではないか。確認する課税当局の能力や人員にも限界があるとは言え、マイナンバー制度を始めとする納税環境の整備も進む中、実態に即した適切な取扱いができるよう、特例の在り方を見直すことも必要ではないだろうか。

社会環境の変化等を踏まえ、第 56 条の在り方を再検討する場合には、当然ながら、その「特例」を定める第 57 条も併せて見直すべきものと考えられる。例えば、親族に支払われる対価については、基本的に必要経費に算入することを認めた上で、その親族の事業への関わり方の実態や対価の支払の事実、その金額等に照らして、その支払が税負担の軽減を目的とするものでないことを確認する方法について、何らかの法整備を行うことなどが考えられる。

<sup>29</sup> 第 198 回国会参議院財政金融委員会会議録第 7 号 7 頁（平 31. 3. 28）

<sup>30</sup> 昭和 59 年度税制改正において、白色申告者のうち事業所得等が 300 万円を超える者に対し、簡易な方法による記帳を義務付ける記帳・帳簿等保存制度が設けられ、平成 23 年 12 月の税制改正により、平成 26 年 1 月 1 日以降、事業所得等を生ずる事業を行う全ての白色申告者が対象となった。

<sup>31</sup> 第 198 回国会参議院財政金融委員会会議録第 7 号 8 頁（平 31. 3. 28）

<sup>32</sup> 日野雅彦「青色申告制度の意義と今後の在り方」『税大論叢』60 号（平 21. 6. 25）355～358 頁

#### 4. おわりに

所得税法第 56 条は、家族内での恣意的な所得分割を防ぐため、親族に支払われる対価を事業主の必要経費に算入することを否定し、個人単位主義の下でも例外的に家族単位主義の方式を採ることとしたものである。しかし、同条の制定の前提となった社会環境等が、現代までに大きな変化を遂げてきたことから、その立法趣旨が十分な根拠を有するものとは言えなくなっている。親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いについては、家族経営の形態の変化や働き方の多様化、更には政府の推進する「働き方改革」との関係等を踏まえ、実態に即した適切な取扱いができるような仕組みへの見直しを検討することが求められる。

(たかぎ なつこ)